

# Weekly Report

第225号

平成25年10月7日

鈴木恒夫税理士事務所

株式会社鈴木経営センター

TEL 029-275-4333

FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)

<http://www.szk-accounting.jp/>

## 消費税率引上げ決定に伴う税制改正大綱

政府は、平成26年4月から消費税率を8%へ引き上げることと正式決定するとともに、「民間投資活性化等のための税制改正大綱」を公表しました。

### ◆税制改正大綱の主な内容は

◎生産性向上設備投資促進税制の創設……生産性の向上につながる設備を取得等した場合、①産業競争力強化法（秋の臨時国会に提出）の施行日～28年3月までは即時償却又は5%税額控除、②28年4月～29年3月までは50%特別償却又は4%税額控除が選択適用できる制度を創設。

◎中小企業投資促進税制の拡充……中小企業等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、適用期限を3年延長するとともに、上記の生産性向上設備投資促進税制に該当する設備は、即時償却又は10%税額控除に拡充する。また税額控除の適用について、資本金1億円以下の事業者（現行3千万円以下）も対象とする。

◎所得拡大促進税制の拡充……給与等支給額を一定額以上増加させた場合の税額控除制度について、適用期限を2年延長するとともに、増加割合

の要件（現行5%以上）を、①27年4月前に開始する適用年度は2%以上、②27年4月～28年3月までは3%以上、③28年4月～30年3月までは5%以上とする。

◎研究開発税制の拡充……上乗せ部分の税額控除（増加型又は高水準型）について、適用期限を3年延長するとともに、増加型の措置を増加率に応じて控除率を引き上げる仕組みに改める。

◎復興特別法人税の1年前倒し廃止の検討……復興財源の確保や、国民の理解、賃金上昇につながることを踏まえた上で、12月中旬に結論を得る。

## 24年分の平均給与は408万円

「平成24年分民間給与実態統計調査（国税庁）」によると、1年を通じて勤務した給与所得者は4556万人（男性2726万人、女性1829万人）でその平均給与は408万円（男性502万円、女性268万円、平均年齢44.9歳）でした。

給与階級別分布では、300万円超400万円以下が819万人（18%）で最も多く、次いで200万円超300万円以下が780万人（17.1%）となり、400万円以下が全体の約6割を占めています。

なお、事業所規模別の平均給与をみると、従業員10人未満の事業所では322万円（男性395万円、女性236万円）、10～29人では377万円（男性450万円、女性263万円）となっています。

## 低所得者に対する「簡素な給付措置」

消費税率が8%に引き上げられる際、低所得者に対しては暫定的・臨時的な措置として現金を支給する「簡素な給付措置」が実地されます。

この給付措置は、市町村民税（均等割）が課税されていない者（市町村民税が課税されている者の扶養親族等を除く）が対象となり、対象者1人につき1万円を支給するものです。ただし、生活保護制度内で対応される被保護者等は対象外です。

なお対象者のうち、老齢基礎年金（65歳以上）の受給者などには5千円が加算されます。